

北部訓練場ヘリコプター着陸帯
移設事業(仮称)

事後調査報告書

平成 27 年

沖 縄 防 衛 局

目次(案)

第1章 事業者の氏名及び住所

- 1.1 事業者の名称…………… 1- 1
- 1.2 代表者の氏名…………… 1- 1
- 1.3 主たる事務所の所在地…………… 1- 1

第2章 事業の目的及び内容等

- 2.1 事業の名称…………… 2- 1
- 2.2 事業の目的及び内容…………… 2- 1
- 2.3 事業が実施される区域の概況…………… 2-17
- 2.4 事業着工までの経緯…………… 2-21

第3章 事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の概況

- 3.1 事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域…………… 3-1
- 3.2 地域特性…………… 3-2
 - 3.2.1 社会的状況…………… 3-2
 - 3.2.2 自然的状況…………… 3-5
 - 3.2.3 既設ヘリコプター着陸帯の状況…………… 3-9

第4章 事業の実施の状況

- 4.1 工事工程…………… 4- 1
- 4.2 工事の概況…………… 4- 1
- 4.3 環境監視…………… 4- 9
- 4.4 環境保全措置の実施状況…………… 4-10
- 4.5 事業に関するその他の事項…………… 4-20

第5章 事後調査の項目及び調査の手法

- 5.1 事後調査の項目及び実施状況…………… 5- 1

第6章 事後調査結果の概要

- 6.1 工事前に係る調査(N-1(a)、(b))
 - 6.1.1 植物
 - 1) 流下経路における貴重な植物種及び溪流河岸植生の生育・分布状況…………… 6.1- 1
 - 2) 林内の気温、湿度…………… 6.1-32
 - 6.1.2 動物
 - 1) 事業実施区域内における貴重な動物種の生息状況…………… 6.1-43
 - 2) 流下経路に生息する貴重な両生類、魚類、水生昆虫類の生息・繁殖状況…………… 6.1-45

3) 貴重な鳥類、カエル類の繁殖状況、繁殖場の騒音調査	6. 1-53
6. 1. 3 景観	
1) 圏繞景観	6. 1-63
6. 2 工事中に係る調査(N-4. 2)	
6. 2. 1 赤土等による水の濁り	
1) 下流河川での SS 濃度、濁度及び流量	6. 2- 1
6. 2. 2 植物	
1) 林内の気温、湿度	6. 2- 5
2) 影響範囲 50m 内における貴重な植物種及び植生の生育・分布状況	6. 2-11
3) 早期緑化帯における植栽種の生育・形成状況	6. 2-21
6. 2. 3 動物	
1) 貴重な動物種の移動後の生息状況	6. 2-30
6. 3 存在時に係る調査(N-4. 1、N-4. 2)	
6. 3. 1 赤土等による水の濁り	
1) 下流河川での SS 濃度、濁度及び流量	6. 3- 1
6. 3. 2 植物	
1) 貴重な植物種の移植後の生育状況	6. 3- 6
2) 林内の気温、湿度	6. 3- 10
3) 影響範囲 50m 内における貴重な植物種及び植生の生育・分布状況	6. 3- 21
4) 早期緑化帯における植栽種の生育・形成状況	6. 3- 57
5) 工事による副次的影響を復元した箇所における植生状況	6. 3- 83
6. 3. 3 動物	
1) 周辺林内の乾燥化による貴重な動物種(指標となる種)の生息状況	6. 3- 88
2) 貴重な鳥類、カエル類の繁殖状況	6. 3-109
6. 3. 4 生態系	
1) ノグチゲラの人工採餌木の利用状況	6. 3-118
2) コウモリ類のねぐら利用として巣箱(バットボックス)の利用状況	6. 3-121
3) 注目種(20 種)の生息・繁殖状況	6. 3-124
6. 3. 5 景観	
1) 圏繞景観	6. 3-160

第 7 章 事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討の結果

7. 1 工事前に係る調査(N-1 (a)、(b))	
7. 1. 1 植物	
1) 流下経路における貴重な植物種及び溪流河岸植生の生育・分布状況	7. 1-1
2) 林内の気温・湿度	7. 1-6

7.1.2	動物	
1)	事業実施区域における貴重な動物種の生息状況	7.1- 12
2)	流下経路に生息する貴重な両生類、魚類、水生昆虫類の生息・繁殖状況	7.1- 13
3)	貴重な鳥類、カエル類の繁殖状況、繁殖場所の騒音調査	7.1-14
7.1.3	景観	
1)	囲繞景観	7.1-16
7.2	工事中に係る調査(N-4.2)	
7.2.1	赤土等による水の濁り	
1)	下流河川でのSS濃度、濁度及び流量	7.2- 1
7.2.2	植物	
1)	林内の気温、湿度	7.2- 2
2)	影響範囲50m内における貴重な植物種及び植生の生育・分布状況	7.2- 5
3)	早期緑化帯における植栽種の生育・形成状況	7.2- 6
7.2.3	動物	
1)	貴重な動物種の移動後の生息状況	7.2-11
7.3	存在時に係る調査(N-4.1、N-4.2)	
7.3.1	赤土等による水の濁り	
1)	下流河川でのSS濃度、濁度及び流量	7.3- 1
7.3.2	植物	
1)	貴重な植物種の移植後の生育状況	7.3- 5
2)	林内の気温、湿度	7.3- 7
3)	影響範囲50m内における貴重な植物種及び植生の生育・分布状況	7.3-17
4)	早期緑化帯における植栽種の生育・形成状況	7.3-21
5)	工事による副次的影響を復元した箇所における植生状況	7.3-35
7.3.3	動物	
1)	周辺林内の乾燥化による貴重な動物種(指標となる種)の生息状況	7.3-36
2)	貴重な鳥類、カエル類の繁殖状況	7.3-38
7.3.4	生態系	
1)	ノグチゲラの人工採餌木の利用状況	7.3-39
2)	コウモリ類のねぐら利用として巣箱(バットボックス)の利用状況	7.3-40
3)	注目種(20種)の生息・繁殖状況	7.3-41
7.3.5	景観	
1)	囲繞景観	7.3-45
第8章	事後調査の結果により必要となった環境の保全のための措置 及び環境保全措置の変更	8-1
第9章	事業に係る環境影響の総合的な評価	9-1
第10章	事後調査を委託された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	10-1

本事後調査報告書の赤枠については、希少な動植物の保護のため、種及び場所を特定出来ないよう、記載の一部を非公開にしています。

第1章 事業者の氏名及び住所

1.1 事業者の名称

沖縄防衛局

1.2 代表者の氏名

沖縄防衛局長 井上 一徳

1.3 主たる事務所の所在地

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290 番地 9

第2章 事業の目的及び内容等

2.1 事業の名称

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業(仮称)

2.2 事業の目的及び内容

1) 事業の目的

沖縄県には在日米軍施設・区域が集中し、地域の振興開発や計画的発展の制約が生ずるとともに、県民生活に多大な影響が出ているとして、その整理・縮小が強く要望された。これを踏まえ、政府は、沖縄県民の負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきものとの考え方の下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて着実な前進を図るべく最大限の努力を払うとともに、振興策についても全力を傾注して取り組むこととし、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域に係る諸問題に関し協議をすることを目的として、1995年(平成7年)11月、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、日米間に「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)を設置した。

政府は1996年(平成8年)4月、それまでの検討を取りまとめたSACO中間報告を受けて、沖縄県における在日米軍施設・区域に関連する問題の解決のための検討を一層促進することを閣議決定した。

SACOは、日米合同委員会とともに集中的な協議を行い、1996年(平成8年)12月、沖縄の在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小及び米軍の運用方法の調整などに関する具体的な計画及び措置について検討の成果をSACO最終報告として日米両政府による日米安全保障協議委員会(SCC)に報告し、了承を得た。

SACOの最終報告では、沖縄県及び県民の強い要望を受け、米軍の理解により意見の一致が見られた北部訓練場(約7,500ha)の過半(約3,987ha)について、ヘリコプター着陸帯を返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設するとともに、進入路等支援施設を整備することを条件に返還されることが示されており、今後、ヘリコプター着陸帯の移設が計画されることとしている。

以上のことから、本事業は、ヘリコプター着陸帯を移設し、北部訓練場の過半の返還を実現させるため、当該ヘリコプター着陸帯の移設及び進入路等支援施設の整備を行うものである。

2) 事業の内容

(1) 事業の種類

ヘリコプター着陸帯移設

(本事業は、沖縄県環境影響評価条例の適用外であるが、自然環境の保全に最大限配慮するとの観点から事業者の自主的な判断により、環境影響評価を実施した。)

(2) 事業の規模及び内容に関する事項

ヘリコプター着陸帯の平面及び断面形状を図 2.2-1 に示す。

ヘリコプター着陸帯の直径は45mであり、着陸帯の形成に必要な土地の造成を行う。ヘリコプター着陸帯の外周囲15mの範囲は無障害物帯として樹木等の除去を行うが、基本的に土地の造成は行わない。なお、ヘリコプター着陸帯における土地の造成の程度は図 2.2-2～図 2.2-12 のとおりである。また、事業実施区域は6箇所であり、図 2.3-2(P.2-19)に位置図を示した。

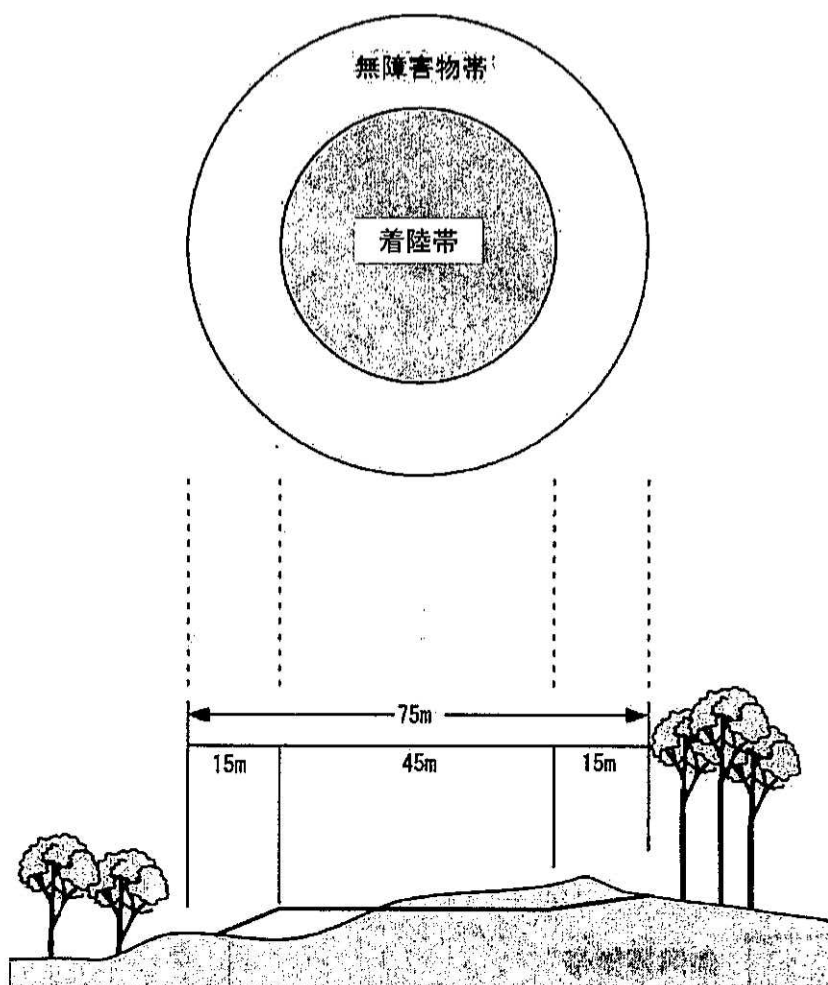


図 2.2-1 ヘリコプター着陸帯平面及び断面形状

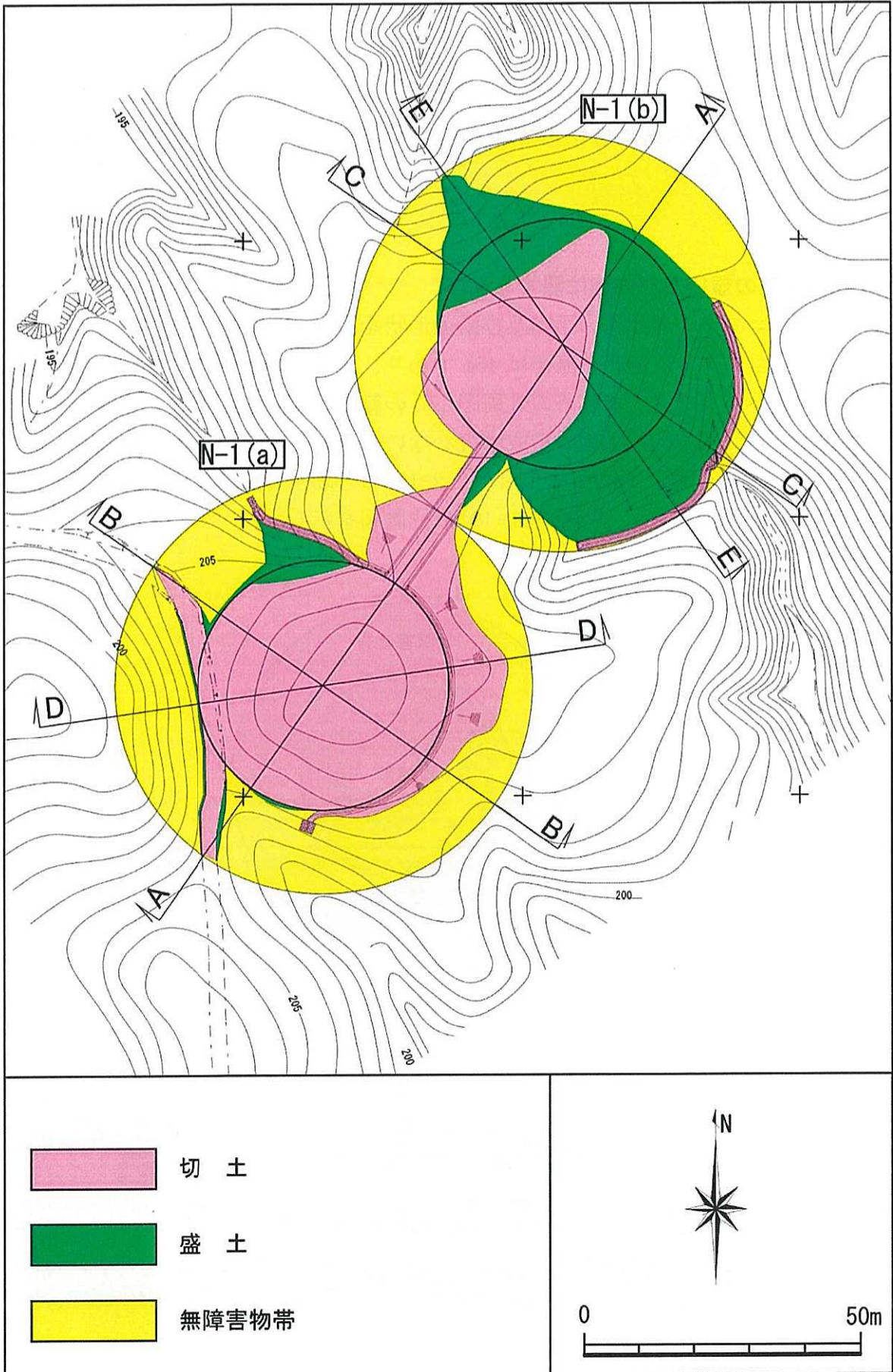


图 2.2-2 N-1 地区平面图

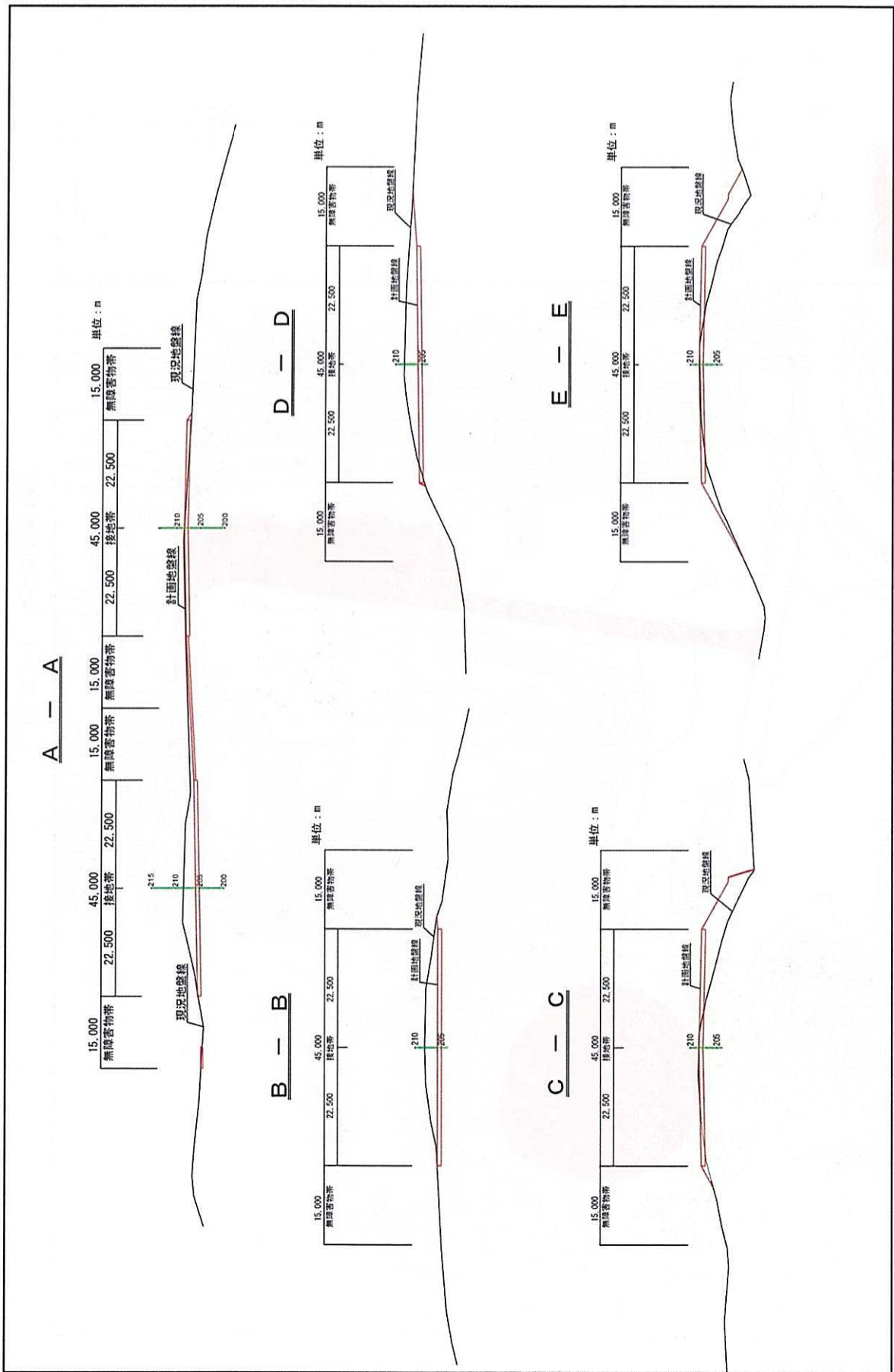


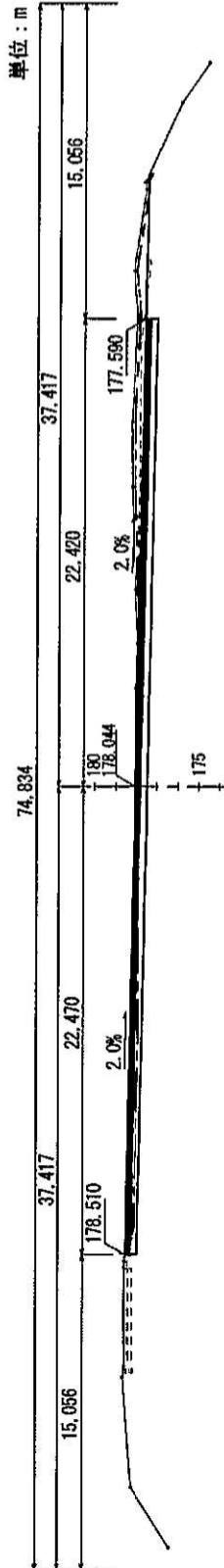
图 2.2-3 N-1 地区断面图



图 2.2-4 N-4 地区平面图

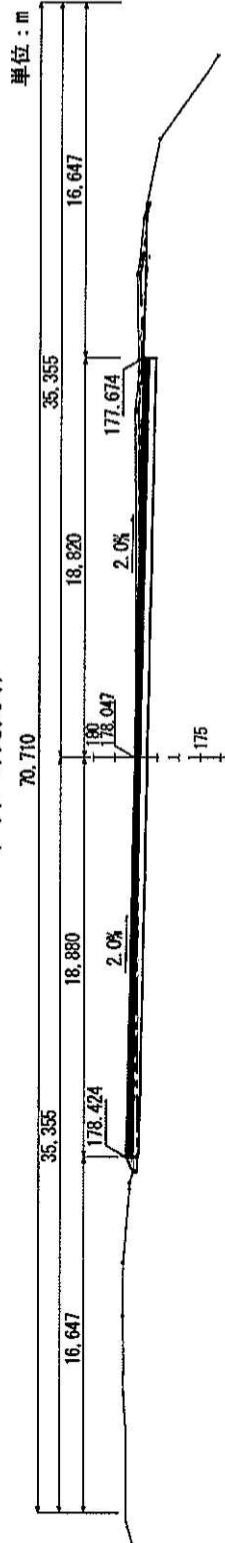
NO. 3

GH=178.22
FH=178.044



NO. 2

GH=178.00
FH=178.047



BP NO. 1

GH=177.18
FH=178.053

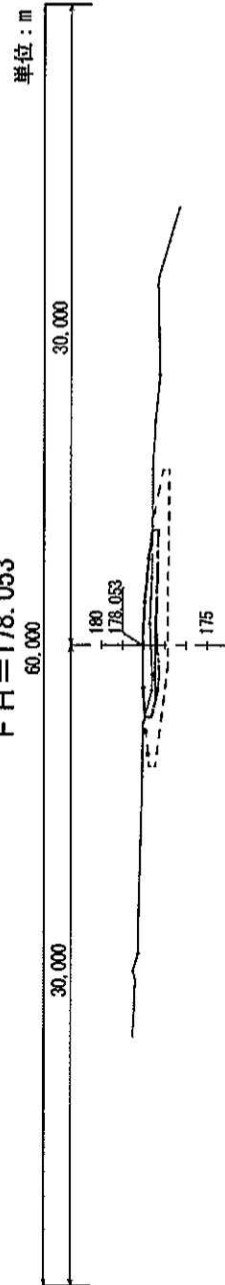


图 2.2-5 (1) N-4.1 断面图

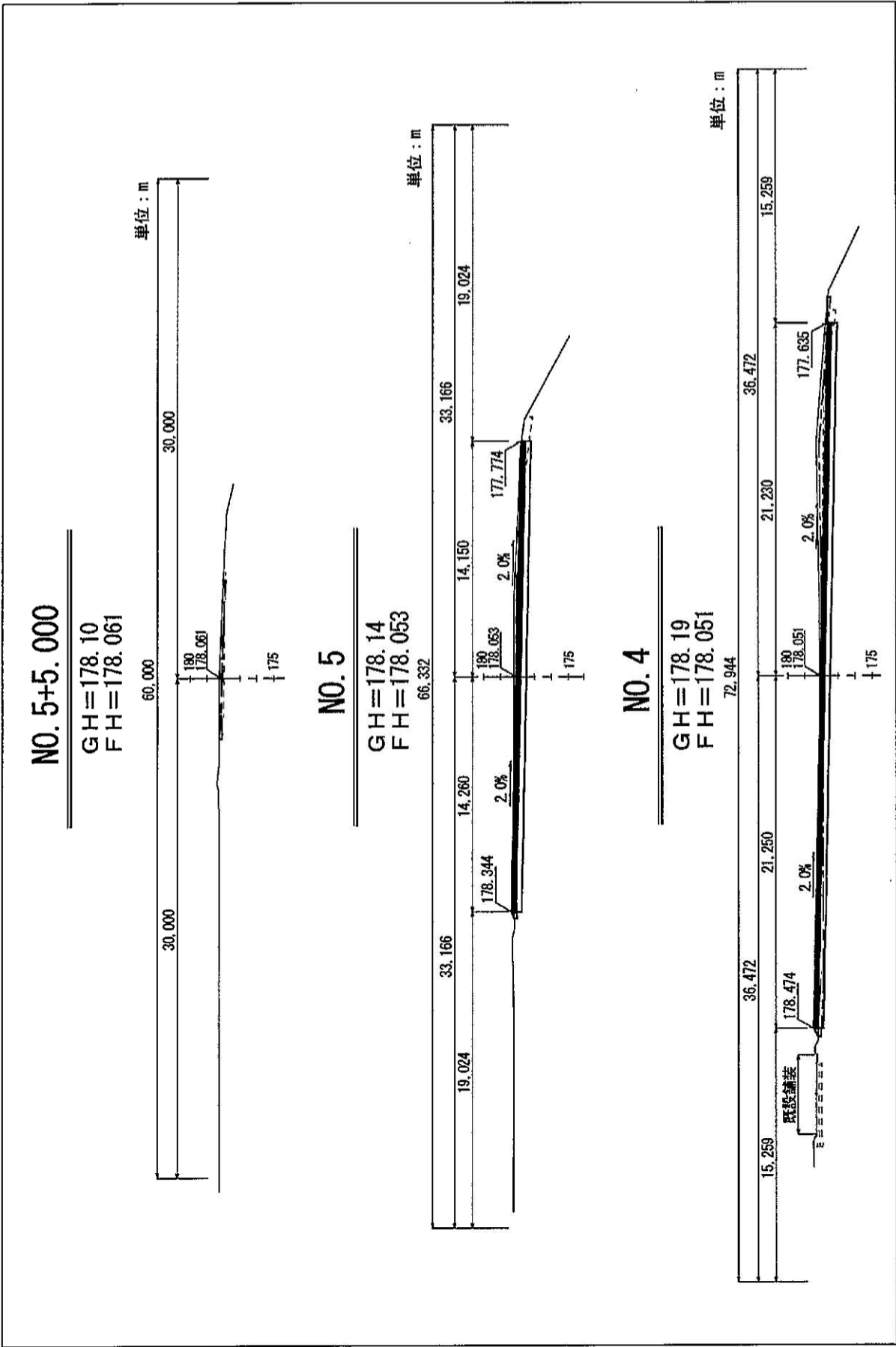


图 2.2-5 (2) N-4.1 断面图

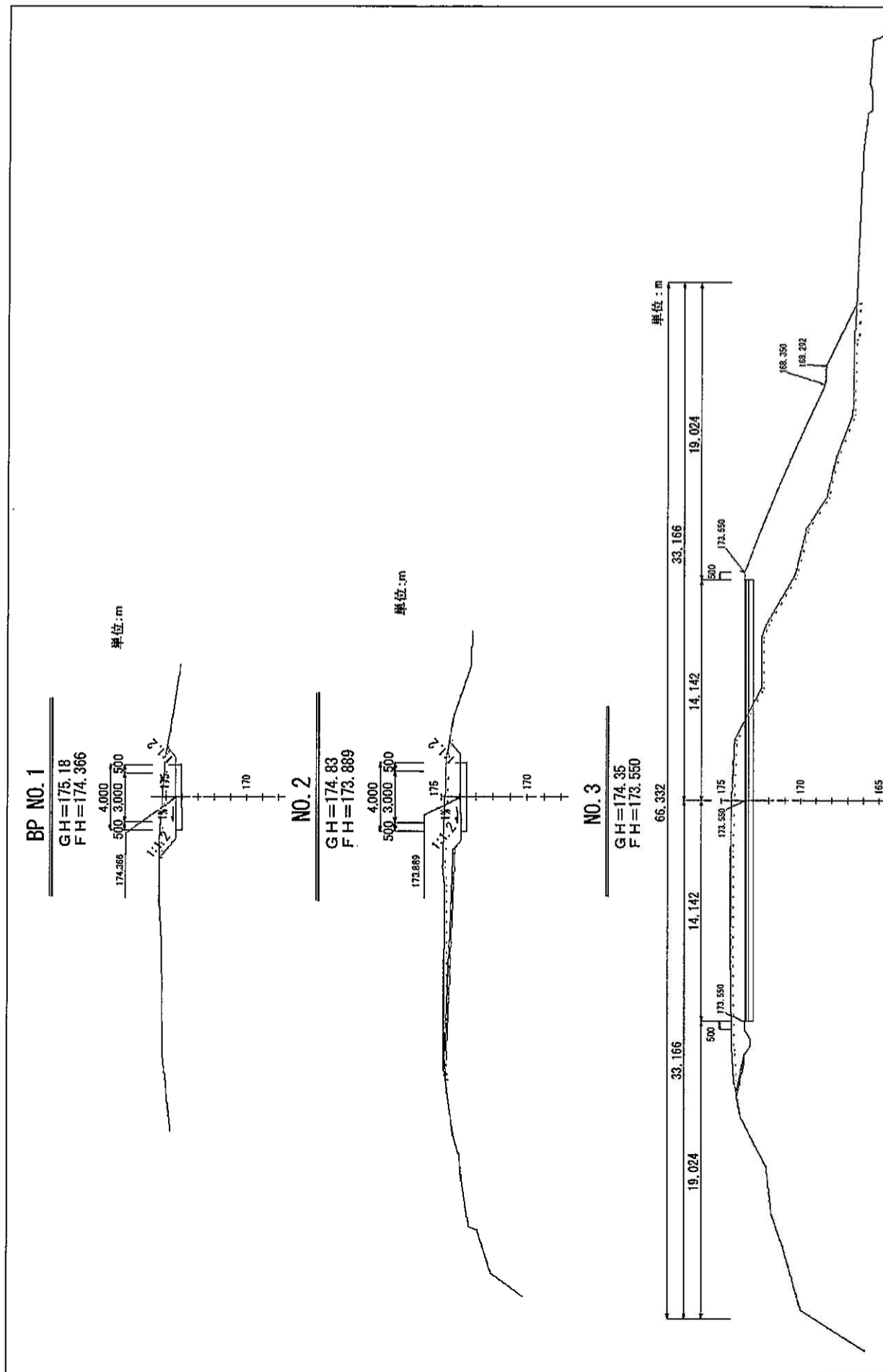


图 2.2-6(1) N-4.2 断面图

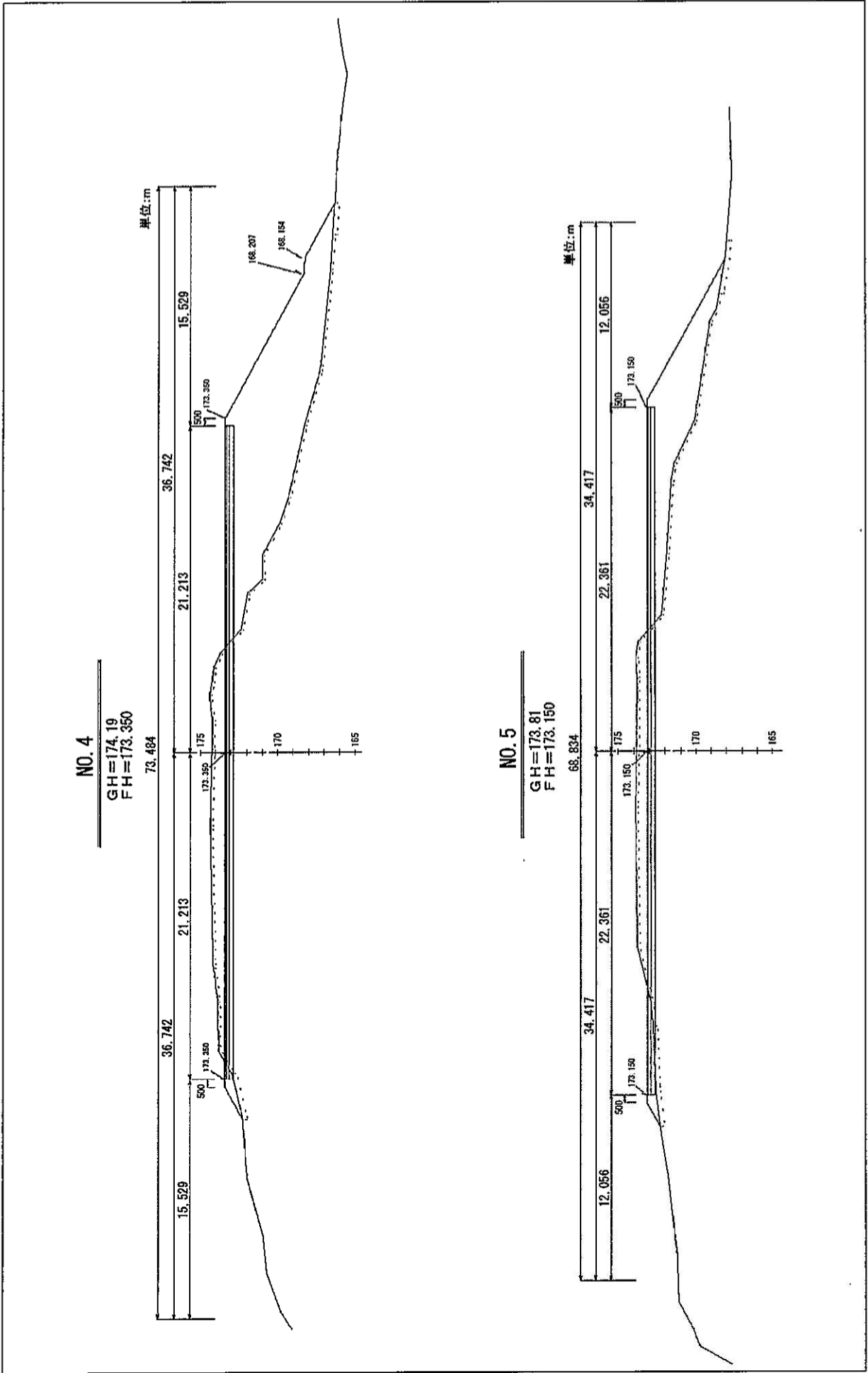


图 2.2-6 (2) N-4.2 断面图

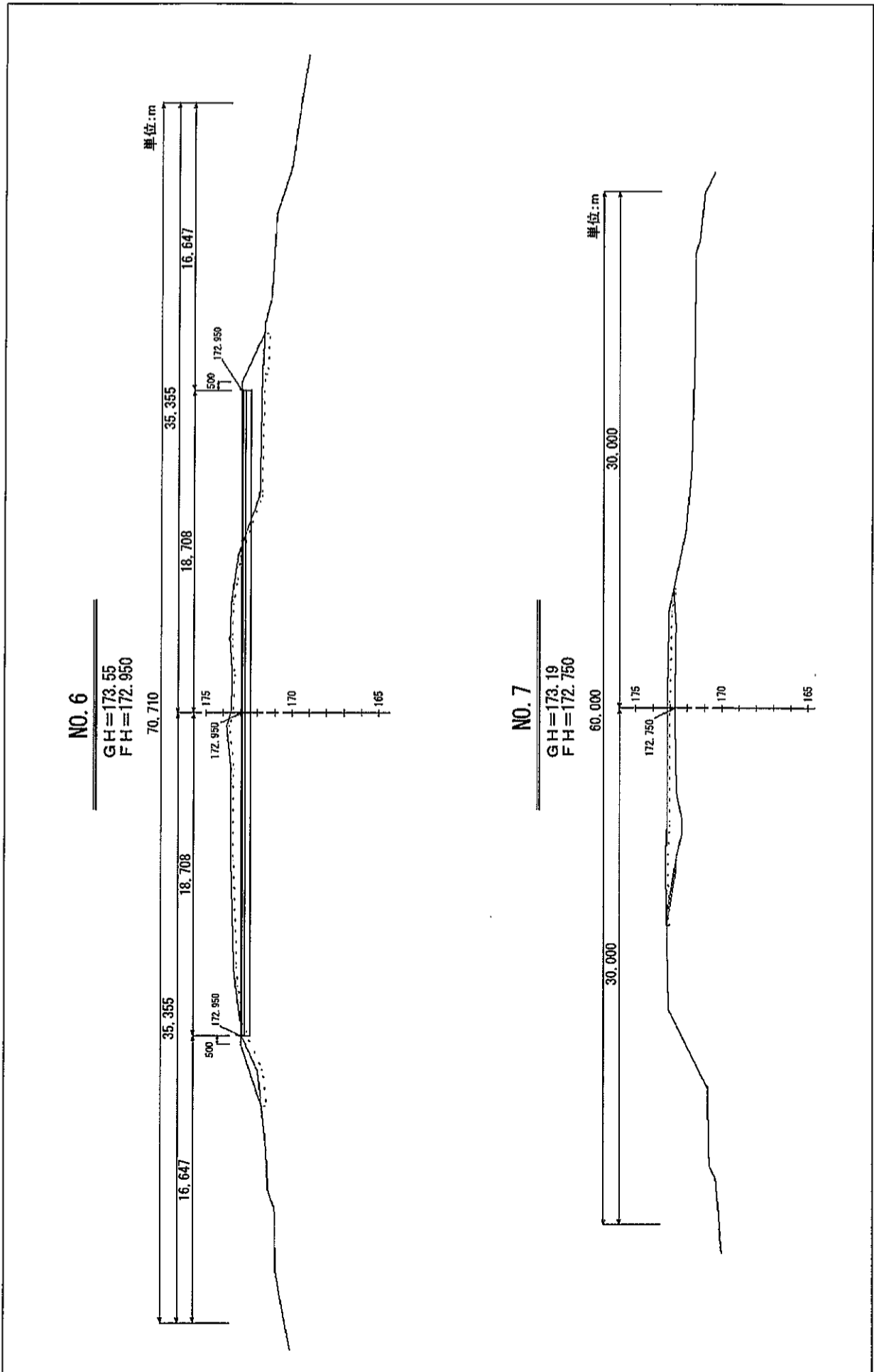


图 2.2-6 (3) N-4.2 断面图

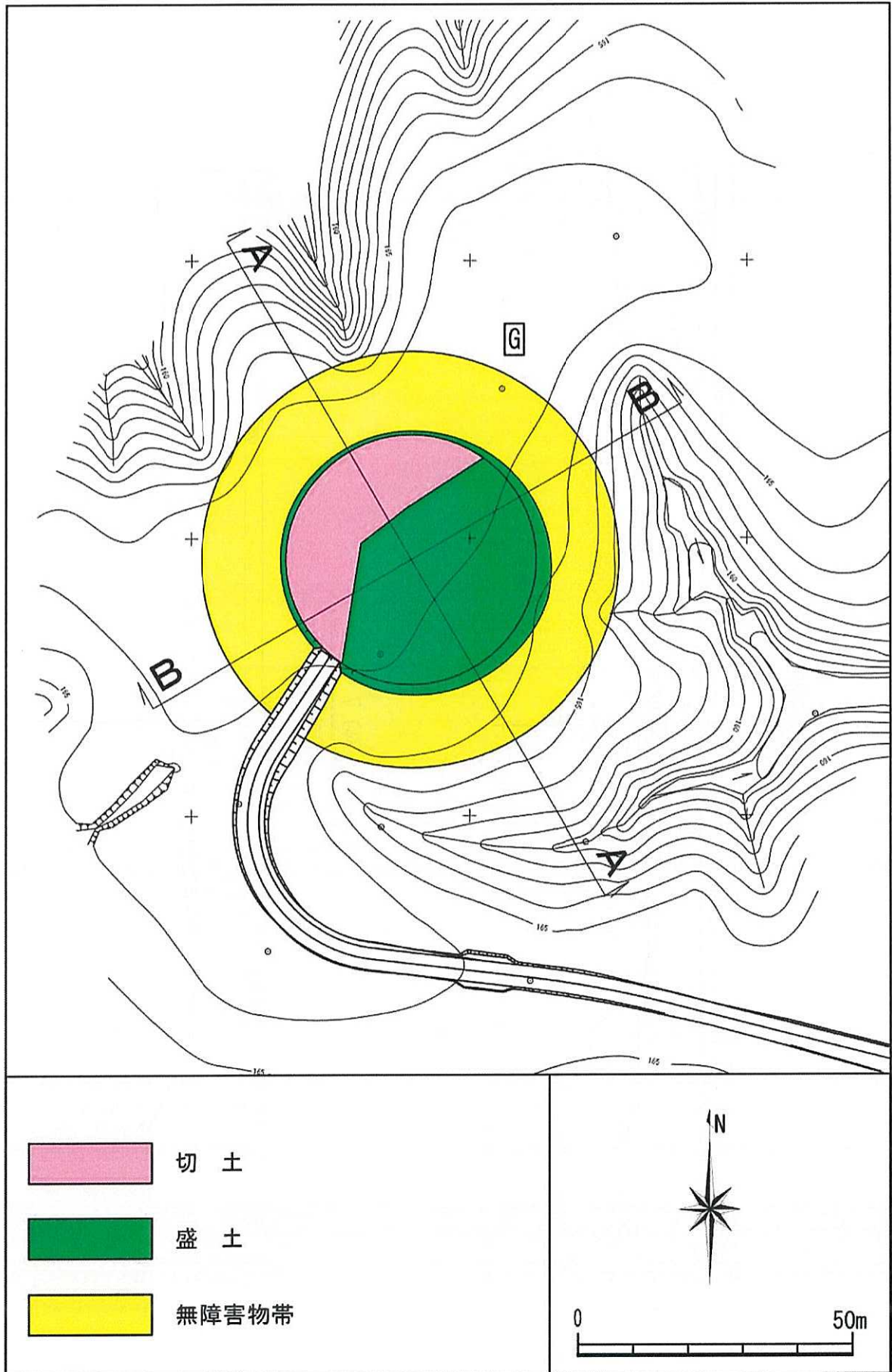


图 2.2-7 G 地区平面图

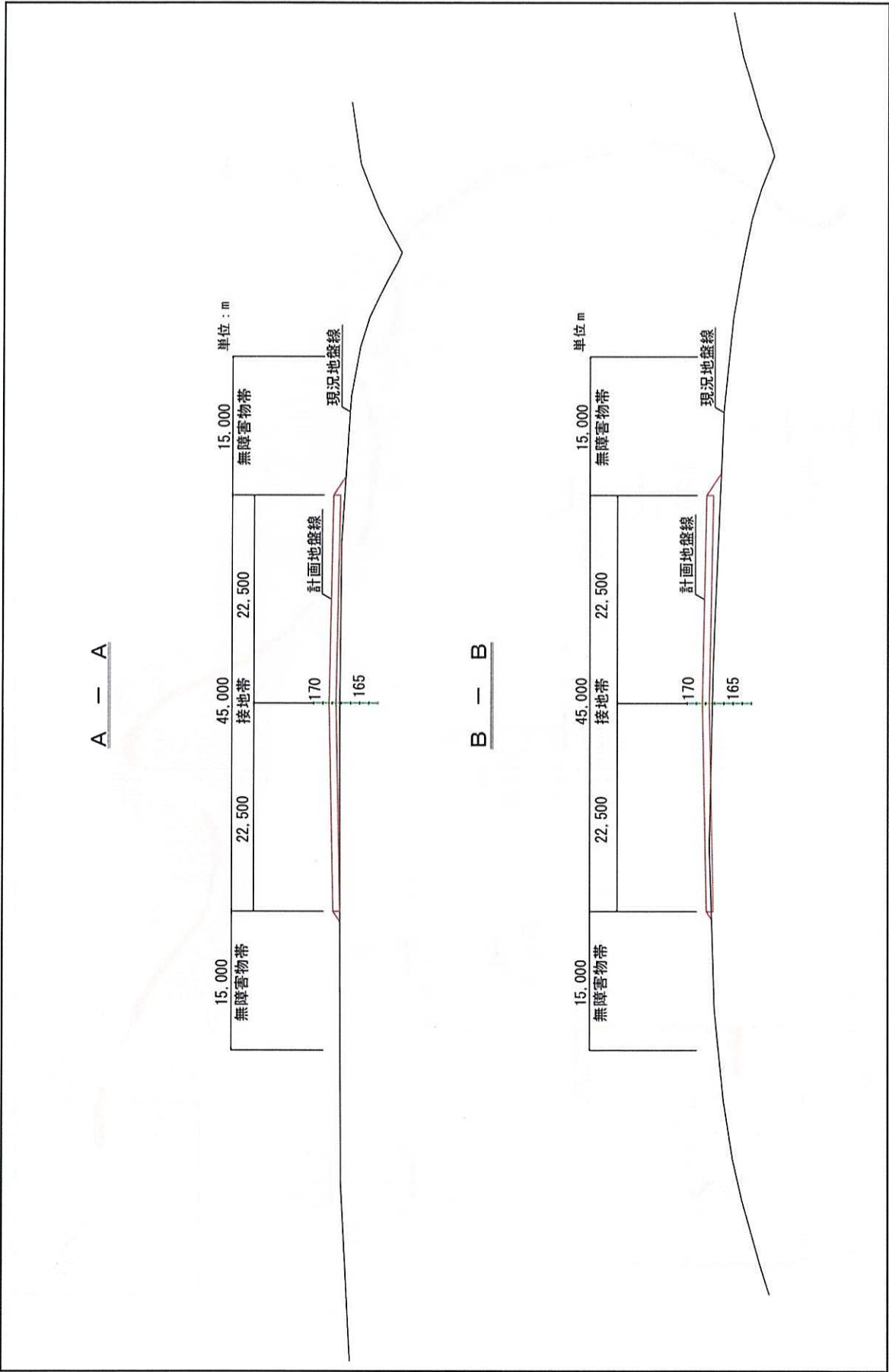


图 2.2-8 G 地区断面图

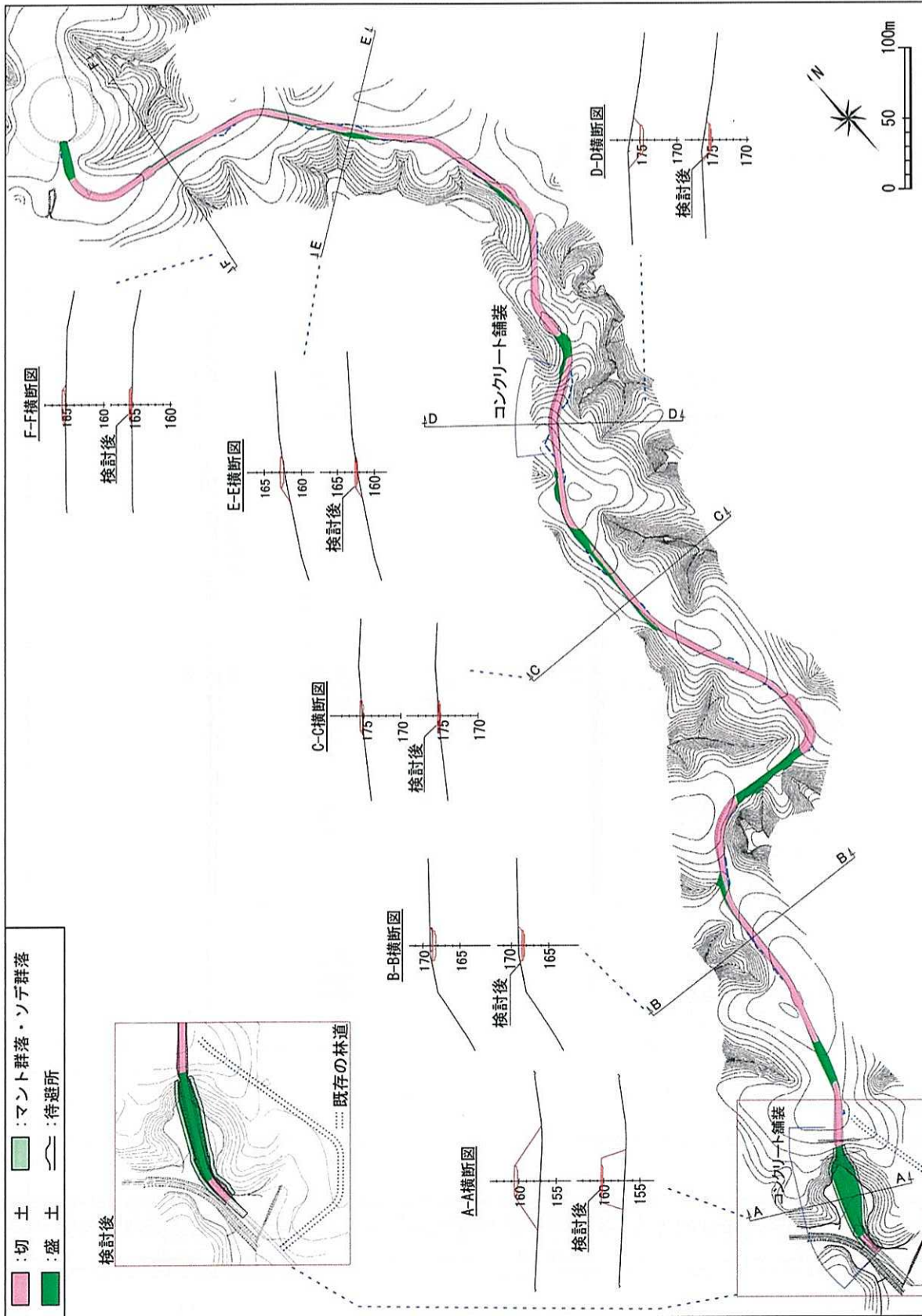


図 2.2-9 G 地区進入路平面図

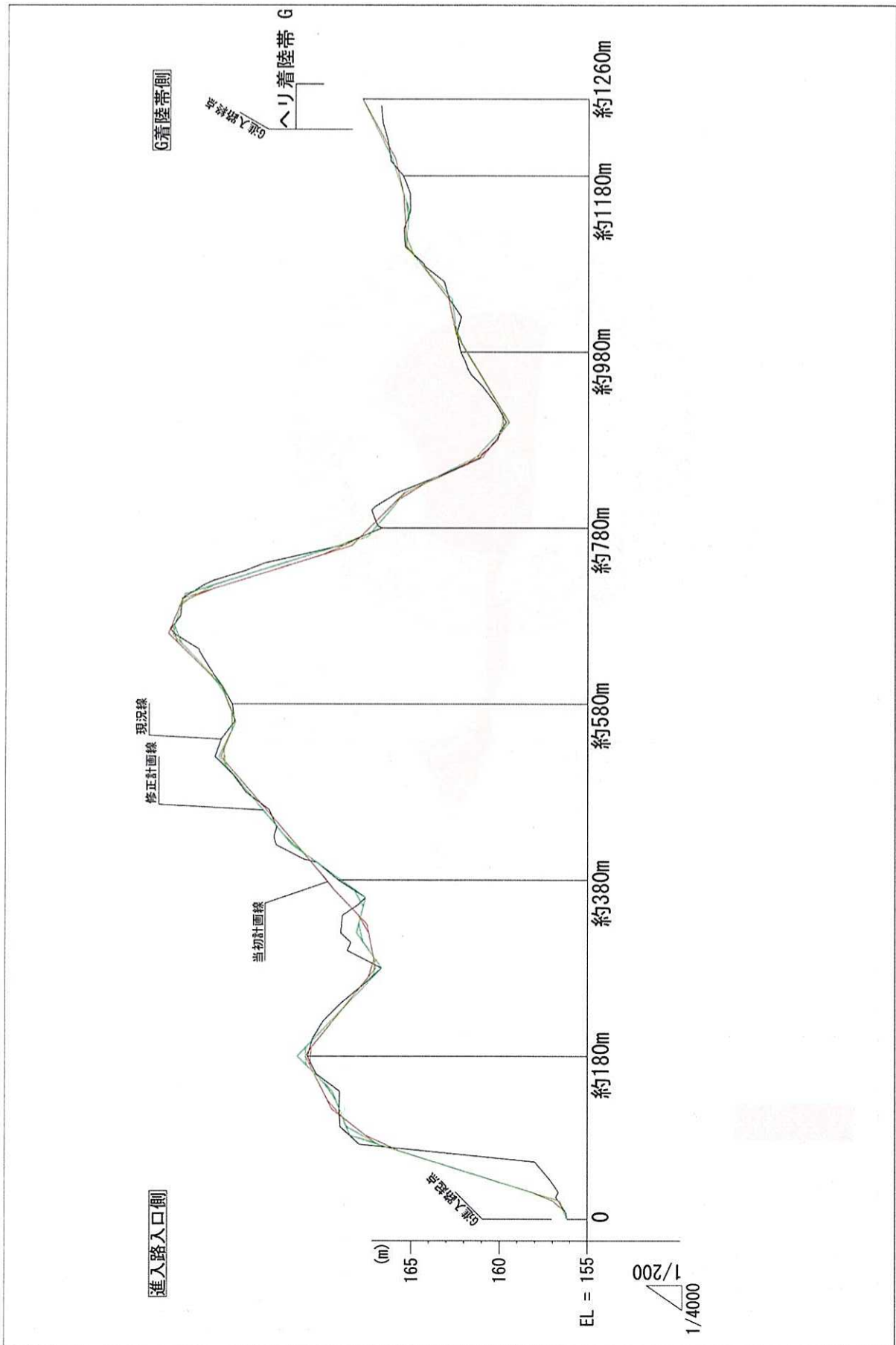


图 2.2-10 G 地区進入路縦断面图

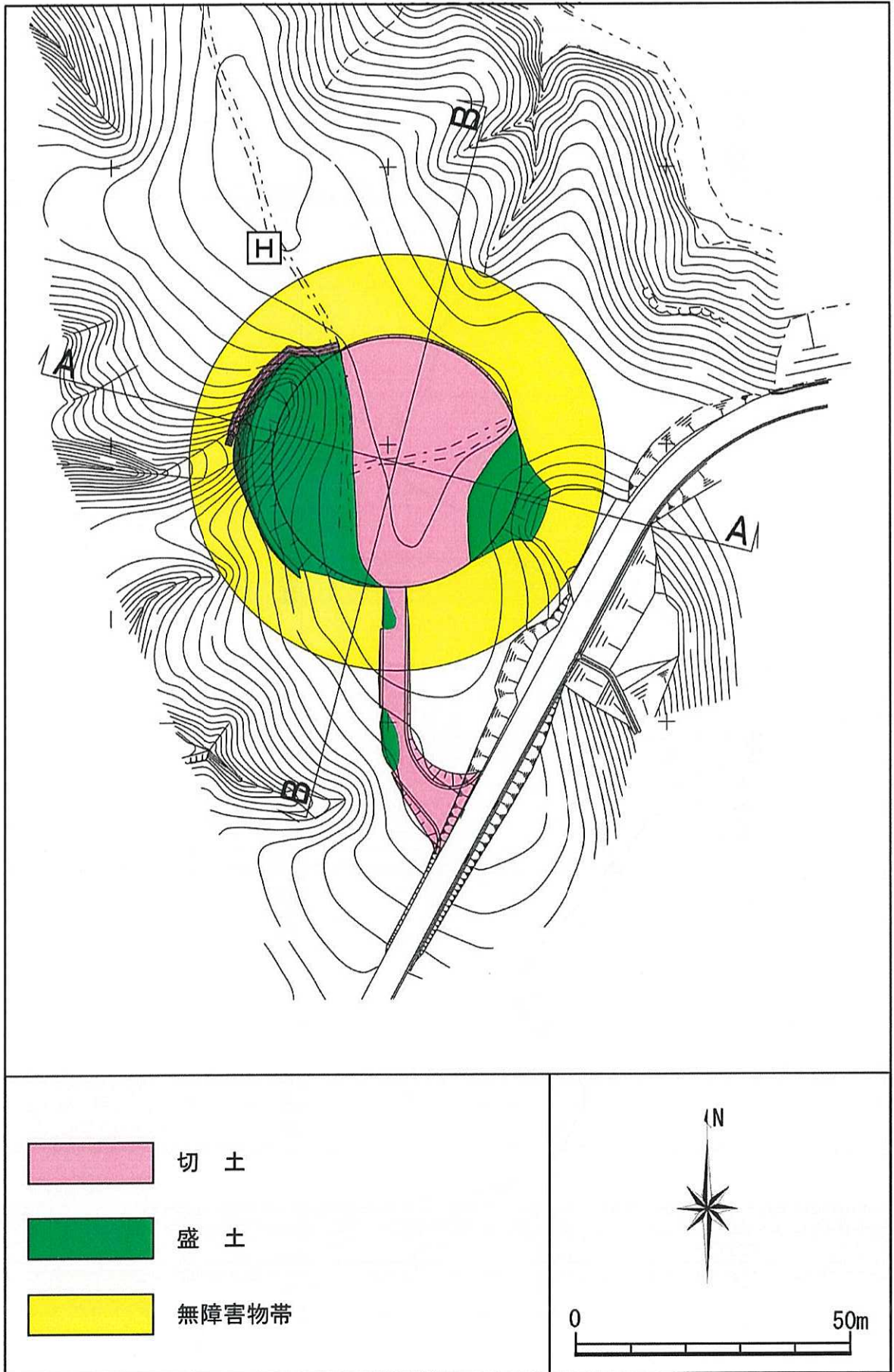


图 2.2-11 H地区平面图

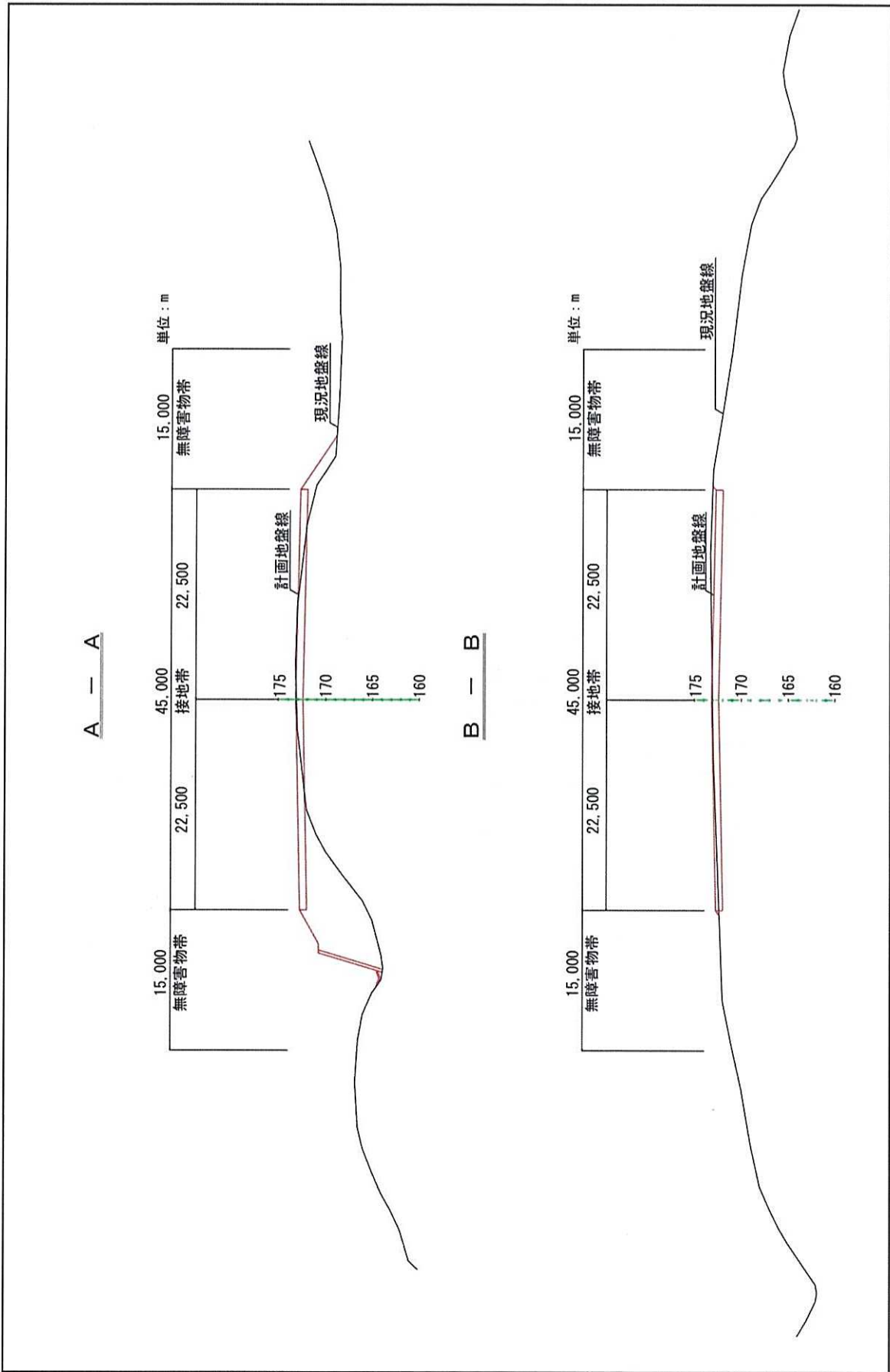


图 2.2-12 H 地区断面图

2.3 事業が実施される区域の概況

事業実施区域は、図 2.3-1 に示す沖縄本島北部の国頭村、東村の両村にまたがる北部訓練場内に位置し、具体的には図 2.3-2 に示す事業実施区域(6ヶ所)位置図のとおりである。

同訓練場一帯は、沖縄本島随一の森林地帯として、県土保全、水源涵養林の大きな機能を果たしており、また、国の特別天然記念物のノグチゲラや天然記念物のヤンバルクイナの生息地として豊富な自然環境を残している(「沖縄の米軍のすがた」沖縄県基地渉外室より抜粋)。

沖縄県の「自然環境の保全に関する指針」(沖縄県自然保護課)によれば、図 2.3-3 に示すように北部訓練場の中でも、伊部岳、照首山、与那覇岳、伊湯岳と続く脊梁山地をとりまく山地部は、自然環境の厳正な保護を図る区域〔評価ランクⅠ〕に区分されており、原生の自然地域、傑出した自然景観、学術上特に価値の高い自然物などは、多様な生物種を保存しており、自然遺産として後生に伝えなければならないものとされている。返還される区域の大部分と残余の部分の山地部はこのランクに相当している。

ヘリコプター着陸帯の移設候補地となる残余の部分の福地ダムや新川ダム、宇嘉川の流域となっている丘陵地や段丘は、自然環境の保護・保全を図る区域〔評価ランクⅡ〕に区分されており、自然の均衡を維持する上で重要な役割を果たす自然地域、すぐれた景観、貴重な野生生物の生息地等、良好な自然地域とされている。そのため、移設候補地の選定にあたっては、すぐれた景観や貴重な野生生物の生息地等の適正な保護・保全が図られるよう十分配慮した。

また、返還されるヘリコプター着陸帯7ヶ所のうち5ヶ所については、評価ランクⅠの区域に位置しているが、新たな移設候補地の選定に際しては、評価ランクⅠの区域から選定しないこととした。

なお、平成25年12月の第3回奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会が開かれ、奄美大島、徳之島、西表島とともに沖縄島北部(国頭村、大宜味村、東村)が推薦候補区域として選定された。

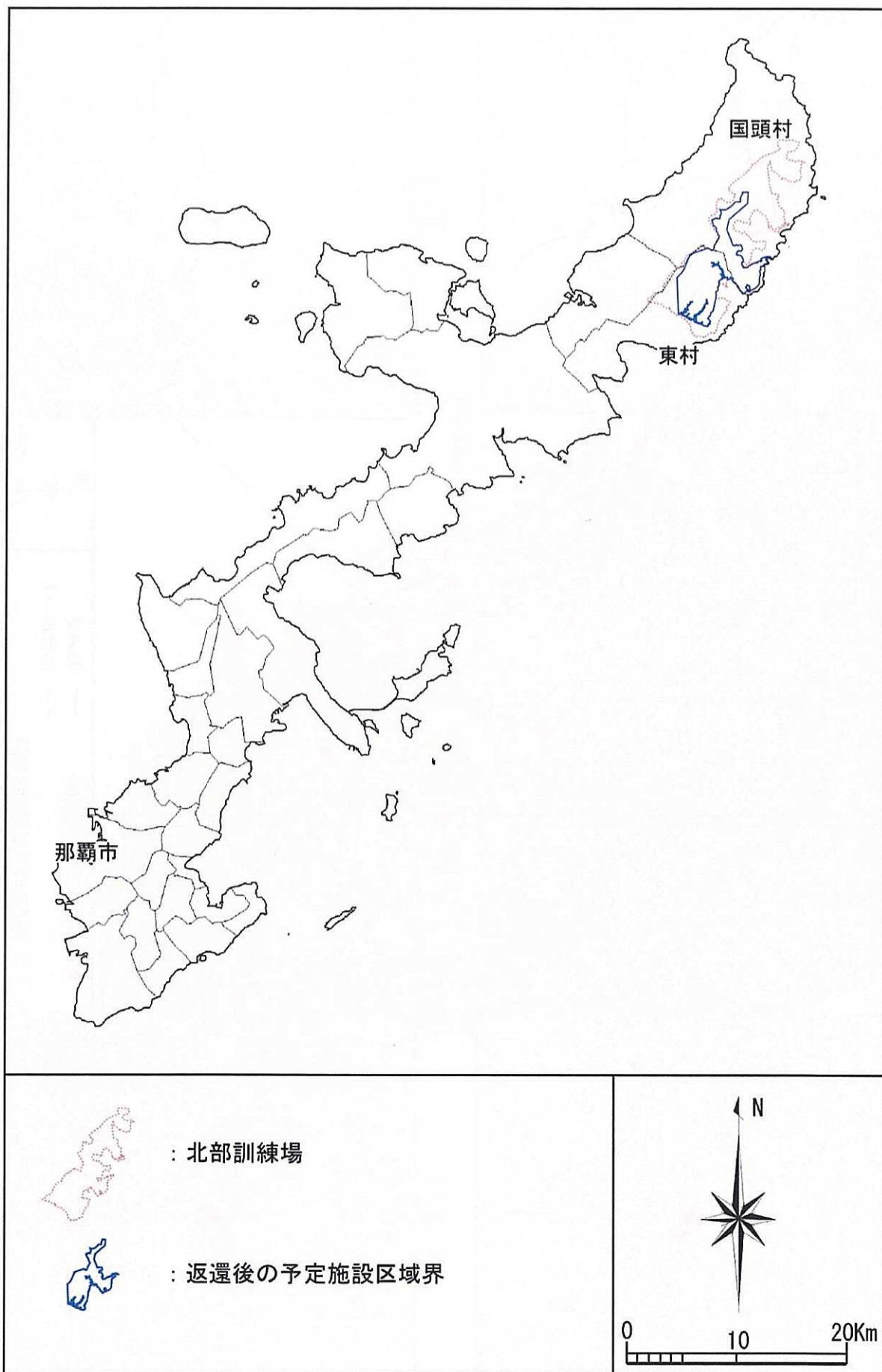


図 2.3-1 事業実施区域位置図

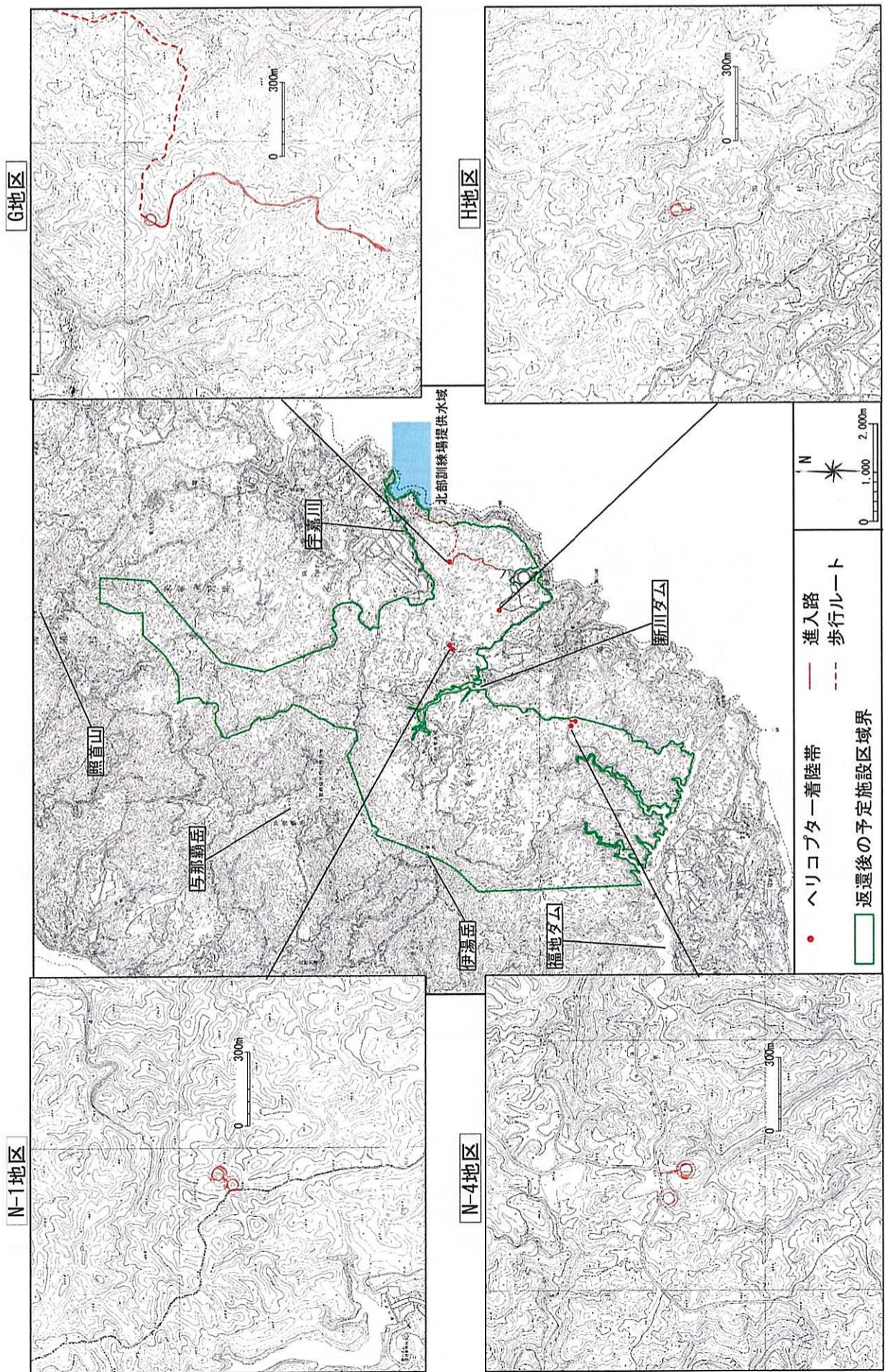


図 2.3-2 事業実施区域(6ヶ所)位置図

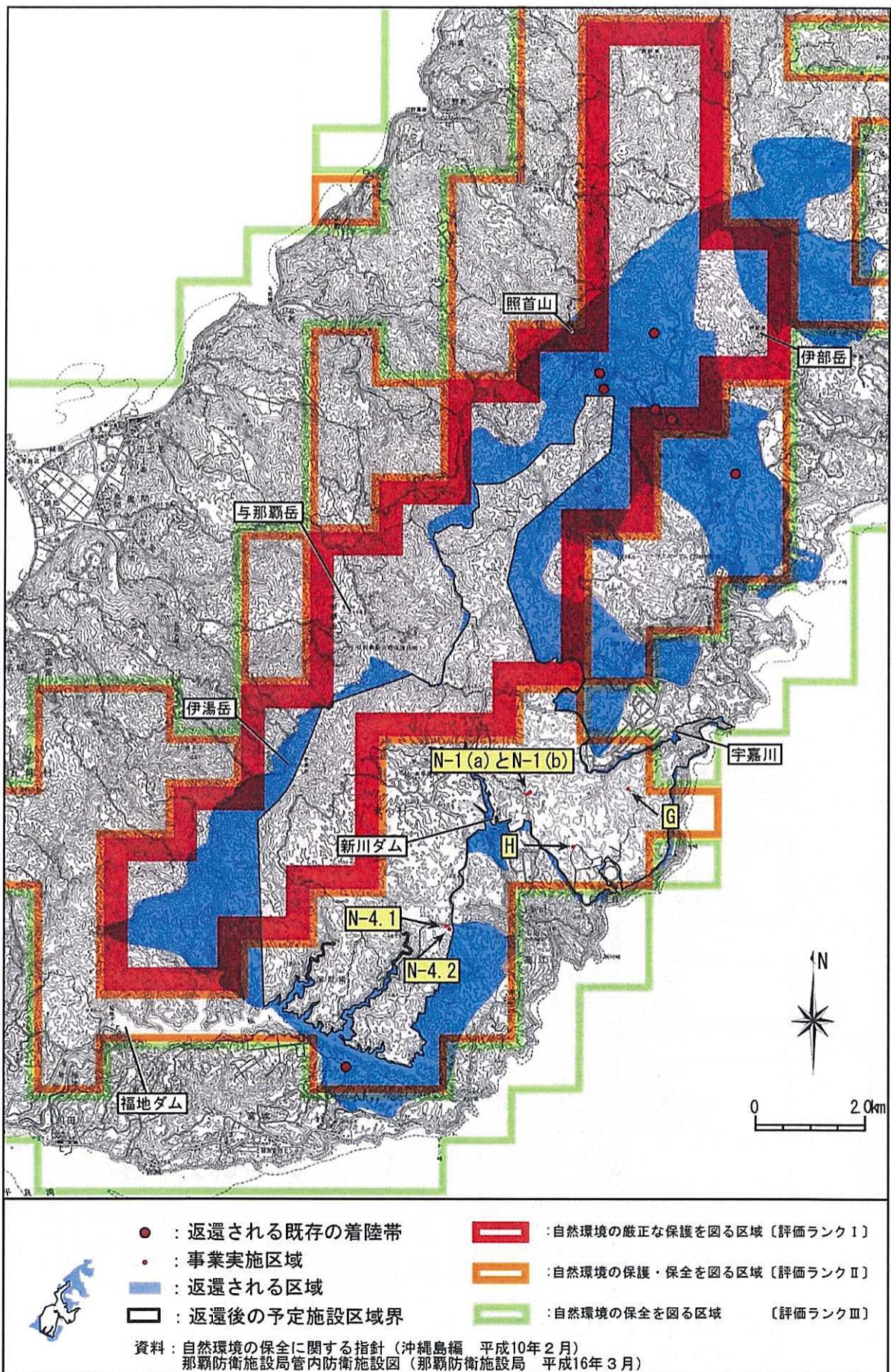


図 2.3-3 自然環境の保全に関する指針によるランク区分

2.4 事業着工までの経緯

当該事業の工事着工に至るまでの経緯は、以下のとおりである。

